

# 愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

## 目次

### 告示

|                                                     |       |         |   |
|-----------------------------------------------------|-------|---------|---|
| ○解除予定保安林                                            | 第332号 | (森林保全課) | 1 |
| ○解除予定保安林                                            | 第333号 | (同)     | 1 |
| ○都市計画道路事業の事業計画の変更認可<br>(名古屋都市計画道路事業3・5・133号四谷通準人町線) | 第334号 | (都市整備課) | 2 |

### 公告

|                               |         |   |
|-------------------------------|---------|---|
| ○大規模小売店舗の新設の届出                | (商業流通課) | 2 |
| ○土地改良区定款の変更認可<br>(昭和用排水土地改良区) | (農地計画課) | 3 |
| ○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可          | (同)     | 3 |
| ○開発行為の許可に基づく工事完了              | (建築指導課) | 3 |

## 告示

### 愛知県告示第332号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和7年7月22日

愛知県知事 大村 秀章

- 解除予定保安林の所在場所  
豊田市怒田沢町奥山3の5(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 解除の理由  
指定理由の消滅  
(「次の図」は、省略し、その図面を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 愛知県告示第333号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年7月22日

愛知県知事 大村 秀章

- 解除予定保安林の所在場所  
豊田市怒田沢町字奥山3の5・3の11（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 解除の理由  
指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和7年7月22日

愛知県知事 大村 秀章

| 施行者の名称 | 都市計画事業の種類及び名称              | 事業施行期間                    | 事業地                          | 図書の縦覧場所 |
|--------|----------------------------|---------------------------|------------------------------|---------|
| 名古屋市   | 名古屋都市計画道路事業3・5・133号四谷通隼人町線 | 令和2年9月1日から<br>令和9年3月31日まで | 収用の部分<br>変更なし<br>使用の部分<br>なし | 名古屋市役所  |

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和7年7月22日

愛知県知事 大村 秀章

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フィールホールディングス  
名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号  
代表取締役 蟹江 義雄
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）フィール豊橋牛川店  
豊橋市牛川町郷道5番1ほか
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年2月24日
- 大規模小売店舗の概要

| 届 出 事 項     |            |                   | 概 要    |
|-------------|------------|-------------------|--------|
| 小売業を行う者     | 氏名又は名称     | 株式会社フィールコーポレーション  |        |
|             | 代表者の氏名     | 代表取締役 蟹江 義雄       |        |
|             | 住所         | 名古屋市昭和区鶴舞二丁目21番6号 |        |
|             | その他小売業を行う者 | なし                |        |
| 店舗面積の合計     |            |                   | 1,593㎡ |
| 施設の配置に関する事項 | 駐車場        | 位置                | 縦覧による  |
|             |            | 収容台数              | 55台    |
|             | 駐輪場        | 位置                | 縦覧による  |
|             |            |                   |        |

|               |                            |                      |                                  |
|---------------|----------------------------|----------------------|----------------------------------|
| 施設の運営方法に関する事項 | 荷さばき施設                     | 収容台数                 | 46台                              |
|               |                            | 位置                   | 縦覧による                            |
|               | 廃棄物等の保管施設                  | 面積                   | 130㎡                             |
|               |                            | 位置                   | 縦覧による                            |
|               |                            | 容量                   | 55.1㎡                            |
|               | 施設の運営方法に関する事項              | 小売業を行う者の開店時刻         | 午前9時                             |
|               |                            | 小売業を行う者の閉店時刻         | 午後9時                             |
|               |                            | 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | 午前8時30分から午後9時30分まで               |
|               |                            | 駐車場の自動車の出入口          | 数 2箇所                            |
|               |                            | 位置                   | 縦覧による                            |
|               | 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 |                      | 午前6時から午後10時まで（一部午前6時から午前8時30分まで） |

## 5 届出の日

令和7年6月23日

## 6 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和7年7月22日（火）から令和7年11月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

## 8 意見書の提出期限及び提出先

令和7年11月25日（火）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、昭和用排水土地改良区定款の変更を令和7年7月22日認可した。

令和7年7月22日

愛知県知事 大村 秀章

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、田原市土地改良区の土地改良事業（維持管理）計画の変更を令和7年7月10日認可した。

令和7年7月22日

愛知県知事 大村 秀章

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和7年7月22日

愛知県知事 大村 秀章

| 許可番号         | 許可年月日       | 開発許可を受けた者の氏名              | 開発許可を受けた者の住所             | 開発区域に含まれる地域の名称           |
|--------------|-------------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 7知建<br>59-11 | 令和<br>7.7.3 | 株式会社加藤連合建設<br>代表取締役 水野 貴之 | 知多郡阿久比町大字卯坂字栗ノ木<br>谷20-8 | 知多郡阿久比町大字阿久比字上ノ山29-2ほか6筆 |

